JA 静岡厚生連　静岡厚生病院

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

目次

第 1 章　総則

第 1 節　目的
第 2 節　基本方針
第 3 節　業務計画の運用

第 2 章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 1 節　実施体制
第 2 節　情報収集・共有体制
第 3 節　関係機関との連携

第 3 章　新型インフルエンザ等対策に関する事項

第 1 節　業務の内容及び実施方法
第 2 節　感染対策の検討・実施

第 4 章　その他（教育・訓練・計画の見直し）

第 1 節　教育・訓練
第 2 節　計画の見直し

第 1 章　総則

第 1 節　目的

JA 静岡厚生連静岡厚生病院は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という）第 9 条第 1 項の規定に基づき、指定地方公共機関として新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、第 1 種協定指定医療機関として的確かつ迅速な対応に資することを目的とする。

第 2 節　基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、県、市の地方公共団体等と相互に連携を図りながら病院が一体となり、これを行うものとする。

第 3 節　業務計画の運用

1．新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の周知

感染制御推進委員（以下「ICT」）は本業務計画を効果的に推進するため、準備期における体制整備などの準備、初動並びに対応機における医療提供体制等について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という）を作成する。作成したものは院内感染対策委員会（以下「ICC」）にて承認を受け、本所に登録するとともに診療継続計画の修正を行った場合には速やかに各部署へ報告し、周知徹底を図る。

2．定義

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までの状態
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行するまでの状態
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまでの状態

対応期の区分
封じ込めを念頭に対応する時期
病原体の性状等に応じて対応する時期
ワクチンや治療薬などにより対応力が高まる時期
特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

第 2 章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 1 節　実施体制

1．平時における体制

ICT は、市の行動計画における当院の地域での役割や、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、他の指定地方公共機関等と連携、協力体制を確認し新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2．発生時の実施体制

新型インフルエンザ等の発生覚知後、政府対策本部が設置され基本的方針が定められた場合、院長は対策本部を設置し、診療継続計画に基づき、外来及び院内の診療体制や職員の健康管理の把握、各部門の対応について必要な措置を講じる。

3．意思決定機関としての体制

診療体制については対策本部で検討し、本部長である院長が最終決定する。院長不在時は副院長、若しくは対策本部 ICC 構成員の医師がその代理を務める。

第 2 節　情報共有・連絡体制

平時から他の指定地方公共機関と連絡先を共有し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に参加し、本計画の整備を行う。

院内において緊急情報は院内連絡網、院内メール等を活用し職員へ通知する。

第 3 節　関係機関との連携

新型インフルエンザ等発生時には行政及び連携機関等と情報を共有する。また最新の知見や政府の方針に基づき、他医療機関と連携を取りその都度作成・更新したマニュアルに沿って柔軟かつ迅速に対応する。

第 3 章　新型インフルエンザ等対策に関する事項

第 1 節　業務の内容及び実施方法

1．準備期における準備

診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持、業務継続及び医療資材の確保などについて、必要な措置を講ずる。

2．初動期における対応

診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。また静岡県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G－MIS）の入力を行う。

3．対応期の対応

初動期における対応に加え、患者数が大幅に増加した場合、または勤務可能な職

員数が減少した場合には、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

4．発生時における情報収集・連絡体制

新型インフルエンザ等が発生した場合には、院長は各部門の責任者を召集、参集させて情報収集及び情報共有に当たる。また保健所等の関係機関との間においても情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携、協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

5．特定接種の実施

特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定された場合、最新の知見に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

第２節　感染対策の検討・実施

1．平時より、院内感染対策マニュアル、診療継続計画の見直しと改訂時職員へ周知徹底する。

2．医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化

診療継続計画に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物品等の必要数について検討し、必要最低限の備蓄を行う。各種物品については定期的に備蓄状況を確認する。また平時からゾーニングや個室での隔離等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を図る。

第４章　その他

第１節　職員の教育・訓練等

1．平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育、実践的な訓練を実施する。

2．地方公共団体等主催の研修会等に積極的に ICT 及び感染対策に関連する職員を参加させ、人材育成を行う。研修参加者は、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識の周知徹底を図り、実践的な訓練を計画実施して職員が適切に行動できるようにする。

第２節　計画の見直し

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

附則

（施行期日）この計画は、令和８年７月１日から施行する。